

令和3年1月

関係各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター

建築基準法施行規則の一部改正に伴う
定期調査（検査）報告書の押印省略に係る対応について（お知らせ）

平素より、建築物等の定期調査（検査）報告に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）が令和2年12月23日付で公布され、建築基準法施行規則の別記様式に規定されている定期検査報告書の押印省略が、令和3年1月1日より施行されることとなりました。

つきましては、報告日が令和3年1月1日以降の報告書について、下記の留意点にご注意のうえ、提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

留意点

- ・当面の間、従前の書式を用いて、報告者欄及び調査（検査）者欄の押印を省略してください。
- ・報告者欄記名は、所有者氏名欄もしくは管理者氏名欄と同じ記載をしてください。
- ・押印等がなされた報告書を提出した場合であっても受け付けいたします。
- ・訂正が生じた場合には、できるだけ、訂正した書面の再提出をお願いいたします。
やむを得ず、抹消線等での訂正を行う場合は、第一面の押印等の有無に関わらず、抹消線等での訂正箇所への訂正印の押印が必要です。